

報告事項 カ

学校給食モニタリング事業の実施結果について

学校給食モニタリング事業の実施結果について、別紙のとおり報告します。

平成25年3月16日

鳥取県教育委員会教育長 横 濱 純 一

学校給食モニタリング事業の実施結果について

平成25年3月16日
スポーツ健康教育課

児童生徒のより一層の安全・安心の確保の観点から、学校給食における放射性物質の有無や量について把握することを目的とする、学校給食モニタリング事業（国委託事業）を実施したところ、その結果は下記のとおりでした。

記

1 検査方法等

- (1) 学校給食 1 週間分を冷凍保存し、週末に検査機関に送付し検査を実施。
- (2) 検査項目 放射性セシウム 134、同 137
- (3) 検査機関 株式会社日本総合科学（福山市）
- (4) 検査精度（検出下限値） 1 ベクレル / k g
- (5) 検査結果は、鳥取県及び対象市町村等のホームページで随時公表した。

2 検査期間及び検査対象

- (1) 検査期間 平成24年10月29日（月）から平成25年3月1日（金）
- (2) 検査対象
市町村：鳥取市、米子市、倉吉市、日吉津村、大山町、南部町、江府町
県立学校：鳥取盲学校、鳥取養護学校、倉吉養護学校、皆生養護学校
（注）各検査対象の検査回数は、上記期間中に1～9回実施（検査対象ごとに異なる） 計63回

3 実施結果

全ての検査対象において、放射性物質の検出なし。

（参考）

放射性セシウムの新基準値（厚生労働省）

一般食品	100 ベクレル / k g
乳児用食品	50 ベクレル / k g
牛乳	50 ベクレル / k g
水	10 ベクレル / k g